

柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設設計業務委託

公募型プロポーザル実施説明書

令和4年6月17日

柳井地区広域消防組合

目 次

はじめに	1
1章 一般事項	1
1 設計者選定の基本方針	1
2 選定方法	1
3 参加者の失格	2
4 プロポーザルの日程	2
5 業務委託契約の締結について	2
6 事務局（担当部署）	4
7 関係書類の交付	4
2章 プロポーザルへの参加手続きについて	5
1 参加の表明	5
2 参加資格要件	6
3 業務実施上の条件	6
3章 1次審査について	7
1 技術提案書の提出を要請する者の選定方法	7
2 参加表明書の審査（1次審査）	7
3 結果の通知	7
4章 技術提案について（2次審査の手続き）	8
1 技術提案書及び参加資格審査申請書の提出	8
2 技術提案書作成上の計画条件	8
3 テーマ別技術提案について	10
5章 2次審査について	11
1 受託候補者の特定方法	11
2 技術提案の評価（2次審査の評価基準）	11
3 受託候補者の特定	11
4 結果の通知	11
5 結果の公表	11
6 業務委託契約に関する事項	11
6章 その他留意事項	13

はじめに

柳井地区広域消防本部及び柳井消防署庁舎は、昭和47年4月1日の当組合発足時に完成したもので、本年で51年目を迎えます。これまで増築や修繕を重ね、維持管理に努めてまいりましたが、施設の老朽化は進み、設備は旧式となり、緊急用車両の大型化や台数の増加等により狭隘化しており、増加する昨今の消防需要へ対応する施設として限界を迎えつつあります。

また、平成18年には耐震補強工事を実施していますが、その後十数年が経過していることから、大規模な地震災害が発生した場合、災害活動拠点として十分な役割を果たせるかという不安は拭えません。さらに、庁舎周辺は、津波、高潮及び洪水による浸水想定区域に指定されており、浸水による消防の機能不全に陥らないためにも施設の根本的な浸水対策が必要と考えています。

以上のことから、令和4年3月に策定した「柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設基本計画」の内容を踏まえつつ、あらゆる災害に対応可能な施設、機能を備え、将来にわたる安全安心のまちづくりの実現に必要な防災・災害対応活動拠点となる庁舎を建設します。

本プロポーザルは、この設計業務を行う設計者を選定するために実施するものです。

1章 一般事項

1 設計者選定の基本方針

本業務委託の事業者の選定に当たっては、公募により広く企画提案を募集し、設計対象に関する発想・解決方法などの提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託者として特定するため、公募型プロポーザル方式により行います。

なお、プロポーザルは、設計者の選定を目的に実施するものであり、計画案を選定するものではありません。そのため、契約後の設計業務は、必ずしも提案書の内容に沿った設計が行われるものではありません。

2 選定方法

(1) 1次審査

書類審査を行い、2次審査（技術提案書提出等）の対象とする者を、5者程度選定します。ただし、参加表明書を提出した者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止します。

(2) 2次審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案を行った者（以下「受託候補者」）及び次いで優れた提案を行った者（以下「次点者」）をそれぞれ1者、特定します。

(3) 審査主体

1次審査における参加表明書等の確認と評価表に基づく採点は事務局にて行います。

2次審査における受託候補者1者及び次点者1者の特定は、柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

選定委員会の委員構成については、2次審査結果公表まで非公表とします。

3 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合は、その者が提出した参加表明書及び技術提案書を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うこととします。

- (1) 選定委員に直接、間接を問わず当業務に関する連絡を求めた場合
- (2) 選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 2章の2に定める参加資格要件を満たしていない又は満たすことができなくなった場合

4 プロポーザルの日程

実施内容		実施期間（令和4年）
公告、実施説明書等の発表		6月17日（金）
1次 審査	参加表明書受付	6月17日（金）～7月8日（金）
	参加表明書作成に関する質問受付期間	6月17日（金）～6月27日（月）
	1次審査	7月12日（火）
	1次審査結果の通知	7月21日（木）発送予定
2次 審査	技術提案書及び参加資格審査申請書受付	7月25日（月）～8月24日（水）
	技術提案書等の作成に関する質問受付期間	7月25日（月）～8月5日（金）
	2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	9月2日（金）※予定
	2次審査結果の通知・公表	9月上旬頃
契約締結		9月中旬頃

5 業務委託契約の締結について

2次審査で特定された受託候補者とは、下記（5）に示す概算予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。ただし、何らかの事由により、受託候補者と契約に至らなかった場合には、次点者と契約を締結します。

なお、委託条件・仕様書等については、契約段階で若干の修正を行うことがあります。

(1) 業務名

柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設設計業務

(2) 業務内容

柳井地区広域消防本部及び柳井消防署庁舎の建設工事に係る基本設計（地質調査業務を含む）及び実施設計業務

（対象施設の詳細は「建築設計業務委託特記仕様書」による）

(3) 業務委託契約における内容、成果品、条件・仕様等

ア 本業務の委託契約は、柳井地区広域消防組合契約規則（平成17年柳井地区広域消防組合規則第8号）によるものとします。

イ その他、「建築設計業務委託特記仕様書」のとおりとします。

ウ 基本設計業務に含まれる地質調査業務について

名称	種別	数量	単位
地質調査業務	25m×5箇所		
直接調査費			
土質ボーリング（粘性土・シルト）	φ66mm 50m以下/鉛直下方	56	m
土質ボーリング（砂・砂質土）	φ66mm 50m以下/鉛直下方	24	m
土質ボーリング（礫混じり土砂）	φ66mm 50m以下/鉛直下方	20	m
岩盤ボーリング（軟岩Ⅰ）	φ66mm 50m以下/鉛直下方	20	m
土質ボーリング（粘性土・シルト）	φ86mm 50m以下/鉛直下方	4	m
土質ボーリング（砂・砂質土）	φ86mm 50m以下/鉛直下方	1	m
標準貫入試験（粘性土・シルト）		55	回
標準貫入試験（砂・砂質土）		25	回
標準貫入試験（礫混じり土砂）		20	回
標準貫入試験（軟岩Ⅰ）		25	回
孔内水平載荷試験	普通載荷 2.5MN/m ² 以下	1	回
土の細粒分含有率試験		8	試料
資料整理とりまとめ	5本	1	業務
断面図等の作成	5本	1	業務
総合解析とりまとめ		1	業務

(4) 業務委託契約の履行期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

(5) 業務委託契約の概算予定価格の上限

165,374,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

うち令和4年度 52,382,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和5年度 112,992,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 令和4年度設計業務委託等技術者単価により算定した金額である。

※ 構造適合性判定手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料を含まず。

(6) 発注者

柳井地区広域消防組合管理者 井原 健太郎

(7) 計画概要

柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）のとおり

(8) 一連の業務委託契約について

新消防庁舎の整備に関する一連の業務として、下記の委託契約を予定しています。

ア 用地測量	令和4年7月頃	から	令和4年12月頃まで(予定)
イ 物件補償調査	令和4年7月頃	から	令和4年12月頃まで(予定)
ウ 用地造成設計業務	令和5年4月頃	から	令和5年11月頃まで(予定)
エ 工事監理(整備)	令和6年8月頃	から	令和8年3月頃まで(予定)

なお、新消防本部庁舎内に整備する高機能消防指令システムの電気設備設計業務は本委託業務には含まれませんが、システムの整備に当たり必要な調整業務は本委託業務に含みます。

6 事務局(担当部署)

柳井地区広域消防本部 総務課 (担当:山縣、渡邊、河村)

場所	: 〒742-0031 柳井市南町五丁目4番1号
電話番号	: 0820-23-7772
FAX	: 0820-23-4503
電子メール	: somu@yanail19.jp
ホームページ	: http://www.yanail19.jp/

7 関係書類の交付

関係書類は柳井地区広域消防組合ホームページ(<http://www.yanail19.jp/>)からダウンロードすることができます。

- ア プロポーザル実施説明書
- イ プロポーザル審査評価基準
- ウ 建築設計業務委託特記仕様書(案)
- エ プロポーザル参加表明書作成要領
- オ 様式1 参加表明書
- カ 様式2 技術資料(事務所の実績)
- キ 様式3 技術資料(管理技術者の実績・経験・資格等)
- ク 様式4 技術資料(担当する主任技術者の実績・経験・資格等)
- ケ プロポーザル技術提案書作成要領
- コ 様式5 技術提案書
- サ 様式6 業務の実施方針等
- シ 様式7 テーマ別技術提案
- ス 様式8 質問書
- セ プロポーザル参加資格審査申請について
- ソ 様式9 共同企業体参加資格審査申請書
- タ 様式10 誓約書
- チ 参考様式 共同企業体協定書
- ツ 位置図
- テ 柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新新庁舎建設基本計画

2章 プロポーザルへの参加手続きについて

1 参加の表明

プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

	提出書類等	提出部数等
参加表明書	様式1 参加表明書	1部
	様式2 技術資料（事務所の実績）	
	様式3 技術資料（管理技術者の実績・経験・資格等）	
	様式4 技術資料（担当する主任技術者の実績・経験・資格等）	
	添付書類 ※「プロポーザル参加表明書作成要領」参照	

※ 提出書類の作成方法の詳細については、「プロポーザル参加表明書作成要領」を参照してください。

※ 技術者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求められることがあります。

(2) 提出方法

- ア 提出期間 令和4年6月17日（金）午前8時30分から
令和4年7月 8日（金）午後5時15分まで
- イ 提出先 柳井地区広域消防本部 総務課
- ウ 提出方法 持参又は郵送（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

(3) 参加表明書作成に関する質問の受付及び回答

- ア 様式 様式8（質問書）
- イ 受付期間 令和4年6月17日（金）午前8時30分から
令和4年6月27日（月）午後5時15分まで
- ウ 提出先 柳井地区広域消防本部 総務課
- エ 質問方法 電子メールにMicrosoft word形式の質問書を添付し、提出してください。
- オ 回答方法 回答は、令和4年6月30日（木）までに質問者のみに電子メールで回答します。また、参加表明書受付期間の末日まで担当課において閲覧に供します。

(4) 現地説明等

現地説明会は実施しません。

現地調査等を希望する場合は、事務局担当者に事前に連絡し、了解を得てください。

2 参加資格要件

この手続に参加できる者は、共同企業体（2者で構成するもので、その出資比率がいずれの構成員も35パーセント以上であるものに限る。）であって、その構成員がいずれも次に掲げる（1）から（6）までの全ての要件に該当する者であり、（7）の要件に該当する構成員を含むものとします。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2） 公告日において、柳井市、周防大島町、上関町又は平生町のいずれかにおいて建設工事等入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務）を有する者であること。
- （3） 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、建設工事等の請負契約に係る指名停止措置を柳井市、周防大島町、上関町又は平生町のいずれかから受けている者ではないこと。
- （4） 競争入札参加資格の建設工事に係る通知を受けていないこと。
- （5） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- （6） この手続において、共同企業体の構成員として重複していないこと。
- （7） 主たる営業所を山口県内に有し、山口県内で建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

3 業務実施上の条件

- （1） 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、参加表明書及び技術提案資料等の提出者の組織に所属していること。また、管理技術者は一級建築士であり、代表構成員の組織に所属していること。
- （2） 管理技術者及び各担当主任技術者（意匠、構造、電気設備及び機械設備）はそれぞれ1名であること。
- （3） 管理技術者が各担当主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者が他の分野業務の担当主任技術者を兼任していないこと。
- （4） 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- （5） 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が、柳井市、周防大島町、上関町又は平生町のいずれかにおいて建設工事等入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務）を有し、参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、指名停止の措置を受けていないこと。

3章 1次審査について

1 技術提案書の提出を要請する者の選定方法

参加表明書の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を5者程度選定します。
参加表明書を提出した者が5者以下の場合は、全ての者に技術提案書の提出を要請します。
ただし、参加表明書を提出した者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止します。

2 参加表明書の審査（1次審査）

(1) 1次審査の評価基準 ※「プロポーザル審査評価基準」参照

評価項目	評価事項	配点
1. 事務所の評価	設計事務所の同種・類似業務実績	25点
2. 配置技術者の技術力	管理技術者の同種・類似業務実績、経験、継続学習取組状況	20点
3. 設計体制	担当技術者の同種・類似業務実績、経験、資格、継続学習取組状況	55点
合計		100点

(2) 同種・類似業務実績

- ア 同種の業務実績とは、主たる用途が消防本部又は消防署の建築物の基本設計又は実施設計で、平成19年度以降に業務が完了したもののうち、「1棟の延べ面積が2,000平方メートル以上の建築物の新築」に係るものとします。
- イ 類似の業務実績とは、警察署又は地方公共団体の庁舎の基本設計又は実施設計で、平成19年度以降に業務が完了したもののうち、「1棟の延べ面積が2,000平方メートル以上の建築物の新築」に係るものとします。
- ウ 同種・類似業務実績（様式2、様式3、様式4）に記載する設計業務実績の件数はそれぞれ1件のみとします。
- エ 同種・類似業務の実績の記載にあたっては、同種業務実績の審査を優先するものとします。
- オ 実績には、PFI方式・デザインビルド方式（設計・施工一括発注方式）で実施した設計業務を含みます。

3 結果の通知

1次審査で選定された者に対し、技術提案書の提出を要請する旨及びプレゼンテーション等実施要領などの必要な事項を記載した書面を郵送で通知します。なお、選定されなかった者に対しては、「非選定通知書」によりその旨を通知します。

4章 技術提案について（2次審査の手続き）

1 技術提案書及び参加資格審査申請書の提出

技術提案書及び参加資格審査申請書の提出は以下のとおりとします。

(1) 提出書類等

	提出書類等	提出部数等
技術提案書	様式5（技術提案書）	1部
	様式6（業務の実施方針等）	ホッチキス留め 11部
	様式7（テーマ別技術提案）	クリップ留め 1部
	見積書（貴社様式）	1部
参加資格審査申請書	様式9 共同企業体参加資格審査申請書	1部
	様式10 誓約書	1部
	共同企業体協定書（参考様式添付）	1部

様式7は、本章3に掲げるテーマについての技術提案を記載すること。

提出書類の作成方法の詳細については、「プロポーザル技術提案書作成要領」及び「プロポーザル参加資格審査申請について」のとおりとします。

(2) 提出方法

- ア 提出期間 令和4年7月25日（月）午前8時30分から
令和4年8月24日（水）午後5時15分まで
- イ 提出先 柳井地区広域消防本部 総務課
- ウ 提出方法 持参又は郵送（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

(3) 技術提案書及び参加資格審査申請書作成に対する質問の受付及び回答

- ア 様式 様式8（質問書）
- イ 受付期間 令和4年7月25日（月）午前8時30分から
令和4年8月5日（金）午後5時15分まで
- ウ 提出先 柳井地区広域消防本部 総務課
- エ 質問方法 電子メールにMicrosoft Word形式の質問書を添付し、提出してください。
- オ 回答方法

（ア）質問に対する回答は、令和4年8月10日（水）までに、技術提案を要請した全ての者に電子メールで回答します。

（イ）内容が重複した（と思われるものも含む。）質問は、事務局が整理して回答します。

（ウ）質問者名は公表しないこととし、本件の趣旨からかけ離れている質問事項への回答はいたしません。

2 技術提案書作成上の計画条件

技術提案書を作成するにあたり、「基本計画」の内容を踏まえ、次のとおり計画条件を設定します。なお、計画条件は、契約後の設計業務の与条件とは異なる場合があり、設計業務は、技術提

案書の内容にかかわらず、契約後に提示する与条件に基づき行います。

(1) 建設予定地概要

- ア 建設予定地 柳井市南町五丁目3番 地内
- イ 敷地面積 約6,370㎡ (予定)
- ウ 敷地周辺状況 「位置図」を参照してください。
- エ 用途地域等 工業地域 (建蔽率60%、容積率200%)
防火地域：指定無、高度地区：指定無

(2) 建設予定地の各種災害想定

建設予定地		想定浸水深					
内容	平均海拔	津波※1		高潮		洪水※4	
		1.0m メッシュ※2	平均 約1.9m	1.0m メッシュ※3	平均 約3.5m	5m メッシュ※5	平均 約3.1m
宅地 2筆	0.5m	1.0m以上 2.0m未満	平均 約1.9m	3.0m以上 5.0m未満	平均 約3.5m	0.5m以上 5.0m未満	平均 約3.1m
田 2筆	0.0m						
雑種地 1筆	0.4m						

- 参考 ※1 柳井市津波ハザードマップ (平成27年6月作成)
 ※2 山口県津波災害警戒区域図 (平成27年3月指定)
 ※3 山口南沿岸における高潮浸水想定区域図 (令和4年5月発表)
 ※4 柳井市洪水ハザードマップ想定最大規模降雨 (令和3年3月作成)
 ※5 浸水位置表示図

(3) 建設予定地の浸水対策

- ア 造成による盛土 : 海拔2.0mとします。(盛土地盤面 (宅地)+1.5m、(田)+2.0m、(雑種地)+1.6m)
- イ 庁舎棟1階高さ : 盛土地盤面+1.5mとします。
- ウ ヘリポート離着陸帯 (20m四方) : 盛土地盤面+1.5mとします。

(4) 敷地利用計画

- ア 車両出入り口は、工事中も含め敷地北西部 (国道188号接道部) からのみとします。
- イ 建設予定地には3つのゾーンを設定し、施設を整備します。
 - ・消防庁舎エリア
国道188号に最も近いエリアに消防本部及び消防署の機能が集約された庁舎及び車庫棟を整備します。
 - ・消防訓練エリア
消防庁舎エリアに隣接させ、煙体験室、放水訓練室、研修室、資機材倉庫を含む訓練施設を整備します。
消防活動専用の地下埋設防火水槽、消火栓及び自家用給油施設を整備します。
 - ・ヘリポートエリア
消防庁舎エリアから離れた南側エリアに、消防防災ヘリ等の飛行場外緊急離着陸場を整備します。

(5) 新庁舎建物概要

棟概要	庁舎棟	訓練塔 A	訓練塔 B/車庫棟
延べ面積	約 2,300 m ²	約 470 m ²	約 580 m ²
構造	RC	RC	S
階数	3階	6階	4階
耐震安全性	I 類A類甲類 ※1	II 類A類甲類 ※2	
所要室	「基本計画」参照 ※3		

※1 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における I 類A類甲類を目標とします。

※2 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における II 類A類甲類を目標とします。

※3 「基本計画 4章 2建物規模等」を参照してください。

(6) 動線計画

- ア 車両動線は、災害時に緊急車両が安全かつ円滑に出場できるよう配慮します。
- イ 歩行者動線は、原則来庁者と職員の動線が交錯しないものとします。
- ウ 災害対応時の動線は、消防署職員等が各執務室及び仮眠室から出場する際、車庫までの動線が可能な限り短くなる計画とします。

3 テーマ別技術提案について

テーマ別技術提案で求める内容は 次のとおりとします。

テーマ 1	消防力を最大限発揮できる庁舎の設計方針と空間イメージ 〈基本方針 1 消防力を最大限発揮できる庁舎〉〈基本方針 3 人に優しく使いやすい庁舎〉
	基本計画を踏まえ、消防庁舎の機能的かつ快適な空間の実現や消防業務の機能的・効率的な運営を図るための方策と、それを実現するための空間イメージを提案すること。 また、女性職員が安心して働くことができる施設計画を提案すること。 <input type="checkbox"/> 適切な諸室等の配置と動線計画 <input type="checkbox"/> 実践的な消防訓練を可能とする施設 <input type="checkbox"/> 女性専用の生活エリアの整備計画
テーマ 2	安心安全な庁舎の設計方針 〈基本方針 2 災害に強く、業務継続に配慮した庁舎〉
	大規模災害発生時にも消防機能を損なうことなく迅速な災害対応ができるよう、庁舎の耐震性及び耐久性を確保し、十分な浸水対策を施した施設計画を提案すること。 また、365日24時間体制での業務継続が求められる機関であることを考慮し、業務を停止することなく円滑に機能するための方策について提案すること。 <input type="checkbox"/> 耐震計画、浸水対策 <input type="checkbox"/> 電源の確保や消失対策、燃料の備蓄方法
テーマ 3	工期短縮及びコスト縮減を実現するための工法等に関する技術提案 〈基本方針 4 環境にやさしく経済性に優れた庁舎〉
	予算の範囲内で工事を完了するための設計、工法の選定による工期短縮、コスト管理体制及びコスト縮減等の方策について具体的に提案すること。 また、365日24時間使用される施設のランニングコストの縮減を図るとともに、建設、運用、解体までのライフサイクル全体での環境負荷を低減でき、長寿命化に配慮した施設計画を提案すること。 <input type="checkbox"/> 工期短縮、コスト縮減等を実現させる工法 <input type="checkbox"/> ランニングコストの縮減と長寿命化を図るための方法

5章 2次審査について

1 受託候補者の特定方法

1次審査において選定した者を対象に、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会の審査結果に基づき、受託候補者1者及び次点者1者を特定することとします。

なお、日程及び実施内容については、別途通知するものとします。

2 技術提案の評価（2次審査の評価基準）

評価項目	評価事項	配点
1. 提案者の実績	1次審査の評価点×30/100	30点
2. 見積価格	見積書の価格	5点
3. 業務の実施方針及び手法	(1) 業務の理解度及び取組意欲 (2) 実施方針	20点
4. テーマに対する技術提案	3つのテーマに対する提案内容 (技術提案の的確性・独創性・実現性を考慮して 総合的に評価)	45点
合計		100点

※「プロポーザル審査評価基準」参照

3 受託候補者の特定

- (1) 2次審査評価基準に基づいて技術提案書等を審査し、最高得点者を本業務に適した受託候補者として特定します。
- (2) 特定された場合であっても、提案書の内容の履行を保証するものではありません。
- (3) 見積価格が著しく低い場合には、別に調査を行い、当該業務の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、特定を見送ることがあります。

4 結果の通知

3において特定された受託候補者に対し、書面によりその旨を通知します。

なお、受託候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨を通知します。

5 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に本消防組合のホームページにより公表します。

6 業務委託契約に関する事項

(1) 見積聴取の相手先としての特定

選定委員会が特定した受託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とします。ただし、特定した受託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合等においては、次点者を見積書の徴取の相手方とします。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ア 本業務委託の仕様については、「建築設計業務委託特記仕様書」に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、協議の上、定めるものとします。
- イ 本業務委託の仕様決定に当たり、受託候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがあります。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、柳井地区広域消防組合契約規則（平成17年規則第8号）及び柳井市の設計業務委託契約書約款によるものとします。

(4) 失格による契約の解除

本業務の契約後に、契約者が1章の3に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約の解除を行うものとします。

6章 その他留意事項

1 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

2 関係資料を入手するための照会窓口は、1章の「6事務局（担当部署）」とします。

3 無効となる参加表明書及び技術提案書等

- (1) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- (2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 見積価格（消費税抜き）が、1章の5の（5）に示した金額を超えるもの

4 受注機会の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができないこととします。

5 その他

- (1) 参加表明書及び技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しません。ただし、技術提案書の提出要請者の選定及び受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (3) 参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- (4) 提出された書類は、技術提案書の提出要請者の選定及び受託候補者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書等の差し替え及び再提出は認めません。また、参加表明書及び技術提案書に記載した事項（配置予定の技術者）は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができません。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しません。
- (7) 技術提案書の提出を要請する者として選定された者を公表することがあります。
- (8) 提出された技術提案書は公正性、透明性又は客観性を期するために公表することがあります。
- (9) 技術提案書の作成のために発注者から提供した資料は、発注者の了解なく公表し、使用することはできません。
- (10) 参加表明書及び技術提案書等の提出は、共同企業体1者につき1案とします。